

社会福祉法人パステル定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

(ホ) 障害児通所支援事業の経営

(ヘ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人パステルという。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を栃木県下都賀郡野木町大字丸林407番地32に置く。

第2章 役員及び職員

(役員の定数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 理事のうち1名を常務理事とし、理事会の意見を聞いて理事長が委嘱する。

- 5 常務理事は、理事長を補佐し、理事長の命を受けこの法人の常務を処理する。
- 6 役員を選出に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を越えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第7条 理事は、評議員総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会の同意を得て選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長職務の代理)

- 第10条 理事長に事故あるときは、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の

理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務遂行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び関東信越厚生局長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときには、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第3章 評議員及び評議員会

第13条 評議員会は、15名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長はその都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第18条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第19条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、関東信越厚生局長の承認を得なければならない。ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、関東信越厚生局長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第20条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第21条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第22条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第23条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときには、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第24条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌日3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第25条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第26条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種別)

第27条 この法人は、社会福祉法26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援事業
- (2) 生活サポート事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第28条 前条の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第29条 この法人は、社会福祉法第46条第1項1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第31条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、関東信越厚生局長の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第32条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、関東信越厚生局長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅延なくその旨を関東信越厚生局長に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第33条 この法人の公告は、社会福祉法人パステルの掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第34条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 石橋 俊一
理 事 秋山 節子
理 事 石橋須見江
理 事 金澤 眞義
理 事 金原 克成
理 事 須田 清
理 事 長澤 晴男
理 事 盛田 正孝
理 事 水森 昭
理 事 知久 善一
監 事 秋元 勝夫
監 事 岩崎 俊雄

- 1—2 この定款は平成10年7月15日から施行する。
- 2 この定款は平成15年4月21日から施行する。但し、最初の評議員の任期については、第17条第1項の規定にかかわらず平成16年7月18日までとする。
- 3 この定款は平成15年10月30日から施行する。
- 4 この定款は平成16年3月10日から施行する。
- 5 この定款は平成16年9月28日から施行する。
- 6 この定款は平成17年7月8日から施行する。
- 7 この定款は平成18年3月30日から施行する。
- 8 この定款は平成18年8月30日から施行する。ただし、第1条(2)の規定は平成18年10月1日から施行する。
- 9 この定款は平成18年11月7日から施行する。ただし、第1条(2)の規定は平成18年10月1日から施行する。
- 10 この定款は平成19年7月27日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の共同生活介護については、平成19年4月1日から施行する。
- 11 この定款は平成20年3月21日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の「セल्प花(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)」・「フロンティアおやま(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)」については、平成20年4月1日から施行する。
- 12 この定款は平成20年12月16日から施行する。
- 13 この定款は平成21年3月9日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の、フロンティアおやま(生活介護・就労継続支援)、つるたみ(生活介護)については、平成21年4月1日から施行する。
- 14 この定款は平成21年6月16日から施行する。
- 15 この定款は平成22年3月15日から施行する。ただし、第1条(1)(イ)の、障害者支援施設ホーム宙については、平成22年4月1日から施行する。

- 16 この定款は平成23年3月14日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の、セ
ルプ花(児童デーサービス)については、平成23年4月1日から施行する。
- 17 この定款は平成23年12月20日から施行する。
- 18 この定款は平成24年3月7日から施行する。ただし、第1条(2)(ロ)(ハ)(ホ)
(ヘ)については、平成24年4月1日から施行する。
- 19 この定款は平成24年5月28日から施行する。
- 20 この定款は平成25年1月7日から施行する。
- 21 この定款は平成25年5月27日から施行する。
- 22 この定款は平成26年7月1日から施行する。
- 23 この定款は平成26年8月10日から施行する。
- 24 この定款は平成28年3月30日から施行する。

別表(建物)

名称	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
セルプ花	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地7	443番7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	499.44㎡
セルプ花屋外作業室兼店舗	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地7	443番7	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	30.78㎡
セルプ花就労訓練棟	小山市大字乙女字春日野476番地13	443番7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	186.59㎡
ホーム宙	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地1	443番1	養護所	鉄骨コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,140.35㎡
ホーム宙日中活動棟	小山市大字乙女字春日野476番地12、476番地1	476番12	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	473.77㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	養護所	鉄骨造スレート葺平屋建	516.90㎡
フロンティアおやまガスボン庫	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.00㎡
フロンティアおやまプレハブ小屋	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	倉庫	軽量鉄骨造アルミニウム板葺平家建	69.39㎡
おとめ座	小山市大字乙女字楓山425番地25	425番25	養護所	木造瓦葺2階建	119.24㎡
たのしそう	下都賀郡野木町大字南赤塚字半塚南818番地25	818番25	養護所	木造スレートぶき2階建	194.8㎡
うれしそう	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏783番地23	783番23	養護所	木造スレートぶき平家建	106.20㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕552番地6	552番6	養護所	木造かわらぶき2階建	168.75㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠196番地44、196番地46	196番44	デイサービスセンター	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	199.98㎡
いちばん星	古河市下大野鍛冶打736番地8 735番地3 735番地12 735番地13 736番地5 737番地13	736番8	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	516.73㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打737番地13 737番地12	737番13	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	264.98㎡
みなみ	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕552番地9	552番9	養護所	木造かわらぶき2階建	154.84㎡
ひびき	古河市下大野字鍛冶打735番地10	735番10	養護所	木造かわらぶき平屋建	197.91㎡
平吉ヤシキ	古河市新久田字平吉ヤシキ280番地1	280番1	養護所	木造スレートぶき平家建	213.44㎡

別表(土地)

名称	所在	地番	地目	地積㎡
セルブ花	下都賀郡野木町大字若林字北原	443番7	宅地	1,323.92㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番13	雑種地	729㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番14	雑種地	330㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番1	雑種地	230㎡の 持ち分2分の1
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番7	雑種地	84㎡の 持ち分2分の1
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番9	雑種地	18㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番10	雑種地	411㎡
ホーム宙	下都賀郡野木町大字若林字北原	443番1	宅地	2,672.07㎡
ホーム宙	小山市大字乙女字春日野	476番11	雑種地	165㎡
ホーム宙	小山市大字乙女字春日野	476番12	雑種地	1,518㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下	290番	宅地	519.00㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下	291番	宅地	1,487.00㎡
おとめ座	小山市大字乙女字楓山	425番25	宅地	232.92㎡
たのしそう	下都賀郡野木町大字南赤塚字半塚南	818番25	宅地	366.37㎡
うれしそう	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏	783番23	宅地	353.96㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕	552番9	宅地	152.53㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕	552番8	山林	68㎡の 持分4分の1
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠	196番44	宅地	682.09㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠	196番46	宅地	202.29㎡
つるたみ	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏	783番22	山林	1,155㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠	196番1	山林	3,477㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打	737番12	山林	228㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打	737番13	山林	291㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番3	山林	118㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番7	山林	147㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番8	山林	52㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番10	宅地	479.59㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番12	山林	175㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番13	山林	276㎡

いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 3	山林	178 m ²
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 4	山林	3.67 m ²
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 5	山林	82 m ²
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 7	山林	65 m ²
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 8	山林	418 m ²
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 7 番 1 4	山林	165 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 5 番 2	畑	2,820 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 6 番 4	畑	378 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 7 番 1	山林	3,451 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 7 番 4	山林	30 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 3 4 番 1	畑	1,120 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 3 4 番 4	畑	1.60 m ²
思川桜	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 3 6 番 3	畑	462 m ²